

# 入札時における見積内訳書提出実施要領

## (目的)

第1 この要領は、能代市建設工事入札制度実施要綱（平成18年能代市告示第12号。以下「要綱」という。）第55条の規定により、入札時における見積内訳書の提出を求めするために必要な事項を定め、入札参加者の見積根拠を明確にすると共に、真摯な見積努力を促すことにより、技術力の向上を図り、一層の競争性の確保を図ることを目的とする。

## (提出対象の建設工事)

第2 見積内訳書提出対象の建設工事は、全ての建設工事とする。

## (見積内訳書の内容)

第3 提出される見積内訳書の内容は、土木工事にあつては、設計図書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙1参考）とし、建築・設備等工事にあつては、別に定める内容（別紙2参考）とする。

## (提出の方法)

第4 見積内訳書の提出は、第1回目の入札の際に提出させるものとする。

## (見積内訳書の内容確認等)

第5 見積内訳書の内容確認は、入札時に入札参加者全員について行い、見積内訳書提出状況調（様式第1）を作成するものとする。また、確認を終えた見積内訳書は、入札参加者に返却しないものとする。

## (効力)

第6 見積内訳書を提出しない場合は、無効とするものとする。また、見積内訳書が次のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- ①提出者の商号又は名称の記載がないもの
- ②建設工事の件名の記載がないもの
- ③工事価格の記載がないもの
- ④入札金額の内訳の記載がないもの
- ⑤その他提出者の商号又は名称に明らかな誤りがあるもの、建設工事の件名に明らかな誤りがあるもの又は工事価格と入札金額が著しく異なるもの。また、低入札価格制度を適用する建設工事においては、見積内訳書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠にもなるものであり、見積内訳書に記載された内訳により判断した結果、落札者とならないこともある。

## (入札参加者への周知)

第7 入札参加者への周知は、一般競争入札にあつては、入札公告及び入札説明書に、指名競争入にあつては、指名通知及び入札参加留意事項に第1回目の入札に際し、先立ち見積内訳書を提出すること等について明示するものとする。

## 附 則

この要領は、平成18年3月21日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。ただし、第6⑤の規定は、当分の間、適用しない。